

「超音波手術器賃貸借」一般競争入札に係る質問に対する回答

令和7年3月6日回答

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 1 | 入札書に記載する金額は賃貸借料総額という認識でよろしいでしょうか。 | その認識で結構です。72ヶ月分の賃貸借料総額を記載してください。 |
| 2 | 入札書の日付は令和7年3月13日でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 3 | 第3条(賃貸借期間)+第4条(賃貸借料)第4条には年度ごとの賃貸借料内訳を記載するひな型となっておりますが、契約は単年度更新ではなく、第3条に従い60ヶ月の長期契約という認識で宜しいでしょうか。 | 72ヶ月の長期契約となります。年度ごとの賃貸借料を明確にするため、内訳として記載するものです。 |
| 4 | 第6条(支払方法)賃貸借料の支払い方法は、こちらの案の通り、月払いかつ後払いという認識で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 5 | 第8条(損害保険)地震・津波・噴火等の天災は補償に含まず、リース期間の経過に応じて保険金額が減額となる、一般的な動産総合保険を付保しますがよろしいでしょうか。 | 一般的な動産総合保険の付保で問題ありません。 |
| 6 | 第21条(再委託の禁止)弊社はリース会社のため、物品の搬入設置や延長保証などはメーカーやディーラーが実施する事となります。ご了承頂けますでしょうか。 | 搬入設置や延長保証など通常メーカーやディーラーが行う業務等については行っていただいても構いません。申し出があれば、第21条第2項により認めます。 |
| 7 | 第22条(機器の無償譲渡)こちらの案の通り、賃貸借期間終了後、物品を貴院に無償譲渡するという認識で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 8 | 第23条(賃貸借物品の引渡し)2項 借受証のひな型をご提示ください。または、落札業者にてひな型を準備する必要がありますか。 | 本学が指定する様式(ひな型)は特にありません。貴社にて借受証を準備願います。 |
| 9 | 落札後、契約約款の変更を交渉する事は可能ですか。 | 基本的には変更できません。ただし、契約締結後にやむを得ない事情の変更等が生じた場合は、第12条(仕様変更)や第27条(協議)に基づき協議に応じます。 |
| 10 | 下記の条項を契約書に追加する事は可能ですか。 (物件の滅失・損傷) 原因の如何にかかわらず物件が滅失・損傷して修理不能となった場合、本契約は終了する。この場合、発注者は残賃貸借期間の賃貸借料相当額の損害金を受注者に支払うものとする。 2 発注者は、保険事故により保険会社から受注者に支払われた保険金の限度内において、受注者に対する前項の損害金の支払義務を免れるものとする。 | 記載にある『原因の如何にかかわらず……発注者は残賃貸借期間の賃貸借料相当額の損害金を受注者に支払うものとする。』の文言は受け入れられません。基本的に動産保険で対応するものと考えます。 |
| 11 | 固定資産税は賃貸借料に含まないという認識でよろしいでしょうか。 | その認識で結構です。 |

「超音波手術器賃貸借」一般競争入札に係る質問に対する回答

令和7年3月6日回答

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 12 | <p>入札書は封筒に入れて提出する必要がありますか。 宛名や案件名など、封筒表面に記載が必要な事項を、具体的にご教示ください。 封筒の記載方法のうち、朱書きが必要な部分があればご指示をお願い致します。 封印は必要ですか。 代理人が入札する場合、封印は代理人印でよろしいでしょうか。 再入札の際は、1回目に使用した封筒を再利用するという認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>入札書を封筒に入れる必要はありません。</p> |
| 13 | <p>万が一、再入札を辞退する場合、辞退届は必要ですか。 辞退届は、入札書の金額欄に「辞退」と記載して提出すればよろしいでしょうか。</p> | <p>再入札における辞退には「辞退届」が必要です。辞退の記載方法についてはお見込みのとおりです。</p> |
| 14 | <p>契約保証金を履行保証保険契約で対応する場合、証書は、落札後何日以内にご提出する必要がありますか。</p> | <p>基本的に落札後1週間までに提出いただくこととしています。保証保険の証書の提出・確認後に契約締結を行います。</p> |
| 15 | <p>本契約には「保守」は含まないという認識で宜しいでしょうか。(仕様書 1 調達物品名及び構成内訳 に記載の5年延長保証は「保証」として仕様書の通り実施致します。)</p> | <p>その認識で間違いありません。</p> |
| 16 | <p>仕様書に「5年延長保証」の表記がございますが、契約書案の賃貸借期間は6年間となっております。年数が相違しているようにお見受けしております。 延長保証は、仕様書の指示通り、「5年延長保証」での対応で宜しいでしょうか。</p> | <p>メーカーによると、医療機器(ハンドピース)の耐用年数が5年のため、5年間の保証を想定しています。</p> |